

○訟務事案取扱規程

[平成2年3月23日]
[本部訓令第10号]

[沿革] 平成5年4月本部訓令第8号、7年5月第11号、11年11月第22号、16年12月第19号、18年10月第32号、22年3月第5号改正

訟務事案取扱規程を次のように定める。

訟務事案取扱規程

目次	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	508
第2章 訟務事案の処理体制（第3条 一第7条）	508
第3章 職員の報告（第8条）	509
第4章 訟務事案の報告（第9条）	509
第5章 示談（第10条・第11条）	509
第6章 証人出廷（第12条・第13条）	509
第7章 補則（第14条・第15条）	509の2

（趣旨）

第1条 この規程は、訟務事案の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 訟務事案の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、訟務事案とは、次の各号に掲げる事件及び事案並びにこれらに発展するおそれのあるものをいう。

- (1) 行政不服申立事件 公安委員会、警察本部長（以下「本部長」という。）、警察署長（以下「署長」という。）、警察職員（以下「職員」という。）又は指定車両移動保管機関（道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第1項に規定する指定車両移動保管機関をいう。）がした処分又は不作為を原因として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、人事委員会又は公安委員会、本部長若しくは署長（以下「警察機関」という。）に対してなされた不服申立事件をいう。
- (2) 行政訴訟事件 警察機関がした処分又は不作為を原因として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、兵庫県を被告としてなされた取消訴訟事件又は確認訴訟事件をいう。
- (3) 人権侵犯事件 職員が公権力の行使に関して国民の権利又は自由を侵害したとして、人権擁護機関が行う調査に係る事件をいう。

(4) 告訴・告発事件 職員の公権力の行使に関して犯罪行為があったとする者が、当該職員を告訴人又は被告発人として刑事訴追を求める事件をいう。

(5) 国家賠償事件 警察機関がした違法な処分若しくは不作為により、若しくは職員の違法な職務による行為により、又は警察機関所管の営造物の設置若しくは管理の瑕疵により損害を被ったとする者が、その損害の賠償を求めて、兵庫県を被告とする訴訟事件をいう。

(6) 民事事件 警察機関がした行為若しくは職員の職務による行為又は警察機関所管の営造物の管理上の瑕疵により民事上の責任が生じたとする者が、当該警察機関又は職員の民事上の責任を追及するための訴訟事件で前号の国家賠償事件以外のものをいう。

(7) 賠償事案 職員の違法な職務による行為により他人に損害を与えたとき、又は警察機関所管の営造物の設置若しくは管理の瑕疵に基づいて他人に損害を生じたときに、兵庫県が損害賠償の責任を有する事案で前2号に掲げるもの以外のものをいう。

第2章 訟務事案の処理体制

（事案処理の基本）

第3条 警務本部長は、訟務事案の処理の総括指揮を行うものとする。

2 警務本部長は、訟務事案の内容から当該訟務事案を処理する警察本部（以下「本部」という。）の所属長（以下「主管課長」という。）が明確でない場合は、関係所属長の意見を聞いて責任を有する主管課長を指定するものとする。

3 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）は、警務本部長の指揮を受け、主管課長、関係所属長及び関係機関と密接な連携を図り、訟務事案の適正な処理に当たるものとする。

4 主管課長は、監察官室長と密接な連絡を保ち、事案の調査、証拠の収集保全等必要な資料確保を行わなければならない。

（訟務委員会）

第4条 警務本部長は、訟務事案の処理方法及び解決についての重要事項を審議する必要があると認めるときは、本部長の指揮を受け、事案ごとに訟務委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務本部長を、委員には監察官室長、訟務官、主管課長及び委員長の指名する職員を

もって充てる。

(訟務検討会)

第5条 委員長は、訟務事案の対策等を検討するため、必要があると認めるときは、事案ごとに訟務検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

2 検討会は、訟務官が主宰し、監察官室の訟務担当の職員及び訟務官が指名する職員をもって構成する。

(総括責任者)

第6条 各所属に、訟務事案総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、所属長をもって充てる。

3 総括責任者は、訟務事案の対応及び処理に当たるものとする。

(取扱責任者)

第7条 各所属に、訟務事案取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は、本部の各所属にあっては次席、次長又は副隊長を、警察学校にあっては副校長を、警察署にあっては副署長又は次長をもって充てる。

3 取扱責任者は、総括責任者の指揮を受けて訟務事案の実態を早期に掌握し、本部関係所属と連携を密にして事案の進展に即した適正な処理に当たるものとする。

第3章 職員の報告

(職員の認知報告)

第8条 職員は、訴状の送達、人権擁護機関からの通報、検察官からの呼出し等による訟務事案の発生を認知したとき又は裁判所から召喚等を受けたときは、直ちにその旨を総括責任者に報告しなければならない。

第4章 訟務事案の報告

(総括責任者の認知報告)

第9条 総括責任者は、訴状の送達、職員の報告又は抗議、苦情等により訟務事案（行政不服申立事件を除く。）を認知したときは、速やかに事案の実態を掌握し、関係資料を添えて訟務事案認知報告書（様式第1号）により、監察官室長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の場合において、当該訟務事案認知報告書の写しを主管課長に送付するものとする。

3 総括責任者は、訟務事案を認知した場合において、当該訟務事案が兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第22条又は兵庫県警察職員の分限及び懲戒の取扱いに関す

る規程（昭和40年兵庫県警察本部訓令第27号）

第8条の規定に該当するときは、併せて所要の手続により報告するものとする。

第5章 示談

(示談の折衝)

第10条 総括責任者は、賠償事案について示談を行うときは、事前に示談の適否及び方法について監察官室長を経由して本部長に報告するとともに、その指揮を受けて示談のための折衝を行うものとする。この場合において、示談の状況を逐次報告しなければならない。

(示談の締結)

第11条 総括責任者は、示談が合意に達したときは、示談合意報告書（様式第2号）に関係書類を添付し、監察官室長を経由して本部長に報告するとともに、その指揮を受けて示談を締結するものとする。

第6章 証人出廷

(証人出廷の報告等)

第12条 総括責任者は、訟務事案に関して、職員が裁判所、検察庁、法務局又は人事委員会から証言又は事情聴取を求められたときは訟務事案証人出廷等事前報告書（様式第3号）により、証言し、又は事情聴取を受けたときは訟務事案証人出廷等結果報告書（様式第3号の2）により、速やかに監察官室長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 総括責任者は、刑事事件（刑法以外の特別法違反事件を含む。以下同じ。）又は民事事件（第2条第6号に掲げるものを除く。以下同じ。）に関して、職員が裁判所から証人として召喚等により証言を求められたときは刑事事件等証人出廷事前報告書（様式第4号）により、証言したときは刑事事件等証人出廷結果報告書（様式第4号の2）により、速やかに公判対応課長（刑事部所管の事件にあっては刑事部刑事企画課長、生活安全部所管の事件にあっては生活安全部生活安全企画課長、交通部所管の事件にあっては交通部交通指導課長、警備部所管の事件にあっては警備部公安第一課長。以下同じ。）を経由して本部長に報告しなければならない。

3 総括責任者は、前2項の場合において、訟務事案証人出廷等事前報告書及び訟務事案証人出廷等結果報告書の写しを主管課長に、刑事事件等証人出廷事前報告書及び刑事事件等証人出廷結果報告書の写しを監察官室長に送付するものとする。

4 第1項及び第2項に規定する事案等に関し

て、退職した職員が証言を求められ、又は証言したことを認知した当該事案等を所掌する総括責任者は、前3項の規定を準用して報告しなければならない。

(証人出廷の対応)

第13条 警務部長は、刑事事件又は民事事件に関する証人出廷事案の内容から当該事案の公判対応課長が明確でないときは、関係所属長の意見を聞いて責任を有する公判対応課長を指定するものとする。

2 監察官室長は、刑事事件又は民事事件に関する証人出廷事案のうち、訟務対策が必要であると認められるときは、事案の実態を的確に把握するとともに、関係機関との連携を図る等の必要な措置を執るものとする。

第7章 補則

(記録の整理保管)

第14条 監察官室長は、訟務事案記録簿(様式第5号)を備え付け、訟務事案に関する記録の整理及び保管を行い、当該訟務事案の経過を明らかにしておかなければならない。

(細目的事項)

第15条 この規程の実施に関して必要な事項は、警務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日本部訓令第8号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月11日本部訓令第11号)

この訓令は、平成7年5月22日から施行する。

附 則 (平成11年11月26日本部訓令第22号)

この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日本部訓令第19号)

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 (平成18年10月5日本部訓令第32号)

この訓令は、平成18年10月5日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

分類記号	
保存期限	．．

発第 号
年 月 日

本 部 長 殿
(監察官室)

長

()

訟務事案認知報告書

事 案 種 別		1 行政訴訟事件 2 人権侵犯事件 3 告訴・告発事件 4 国家賠償事件 5 民事事件 6 賠償事案 7 1から6までの事案に発展するおそれのある事件
事案発生年月日		
事案発生場所		
当 事 者	原 告 等	住 所 職 業 ふりがな 氏 名 年 月 日生 (歳)
	代 理 人 等	
	被 告 等	1 兵庫県 2 公安委員会 3 職員 4 その他 ()
	関 係 職 員	所 属 階級等 ふりがな 氏 名 職員番号 年 月 日生 (歳)
訟 務 事 案 の 原 因 と な っ た 事 案 の 概 要		
申 立 て ・ 請 求 等 の 要 旨		
備 考		

- 注 1 「関係職員」欄は、事案に関係する主たる職員（被告等が職員である場合は当該職員）の氏名等を記載すること。
 2 「備考」欄は、関係職員が複数人ある場合の人定事項等本件の参考事項を記載すること。

様式第2号（第11条関係）

分類記号	
保存期限	．．

発第 号
年 月 日

本 部 長 殿
(監察官室)

長

()

示談合意報告書

発 生 日 時		年 月 日 (曜日) 時 分 ころ			
発 生 場 所					
当 事 者	警 察 側	物件(車両)			
		管 理 者 等 (運転者)	所 属 階 級 等 ふりがな 氏 名 年 月 日生 (歳)		
	相 手 側	物件(車両)			
		所 有 者 等	住 所 職 業 ふりがな 氏 名 年 月 日生 (歳)		
		運 転 者 等	住 所 職 業 ふりがな 氏 名 年 月 日生 (歳)		
	事故状況及び原因		別紙記載のとおり		
警 察 側 損害程度	人身	傷病名 入院 日 実通院 日 総治療期間 日	物損	損傷部位 損害(見積)額 円	
相 手 側 損害程度	人身	傷病名 入院 日 実通院 日 総治療期間 日	物損	損傷部位 損害(見積)額 円	
合意内容	合意の日	年 月 日		年齢	
処分関係	種 別	警 察 側		相 手 側	
	身分上処分	年 月 日		年 月 日	
	刑 事 処 分	年 月 日		年 月 日	
	運転免許行政処分	年 月 日		年 月 日	

注 1 物件が車両の場合は、「物件(車両)」欄に車種及び登録番号を記載すること。
2 所属は、課(係)まで記載すること。

様式第3号 (第12条関係)

分類記号	
保存期限	. .

発第 号
年 月 日

本 部 長 殿
(監察官室)

長

()

訟務事案証人出廷等事前報告書

職 員 等	所 属		課(係)		警察電話			
	階級等		氏 名	- (歳)	出廷経歴	回		
事 件 種 別	1 行政不服申立事件 2 行政訴訟事件 3 人権侵犯事件 4 告訴・告発事件 5 国家賠償事件 6 民事事件							
事件名(番号)								
出 廷 先 等 及 び 担 当 者								
原告等(代理人)				被告等(代理人)				
出廷等予定年月日	年 月 日 () 午 時 分							
原因となった 事 案 の 概 要								
請 求 ・ 告 訴 等 の 要 旨								
事 案 発 生 時 等 の 所 属 等	旧所属		課 (係)					
	階級等		異 動 日		年 月 日			
添 付 資 料	1 呼出状等の写し 2 尋問事項等の写し 3 参考資料							
備 考								

- 注 1 「備考」欄は、弁護士との打合せ予定年月日等本件に参考となる事項を記載すること。
 2 「事案発生時の所属等」欄は、職員が事案発生時の所属から異動した場合に記載すること。

様式第3号の2 (第12条関係)

分類記号	
保存期限	

発第 号
年 月 日本 部 長 殿
(監察官室)

長

()

訟務事案証人出廷等結果報告書

職 員 等	所 属		課(係)		警察電話	
	階級等		氏 名	(歳)		
事件名(番号)						
出 廷 先 等 及 び 担 当 者						
原告等(代理人)			被告等(代理人)			
出 廷 等 年 月 日	年 月 日 () 午 時 分 から 午 時 分 まで					
出 廷 等 目 的	1 法廷証言 2 取調べ 3 事情聴取 4 その他 ()					
次 回 出 廷 等 予 定 年 月 日	年 月 日 () 午 時 分 から 午 時 分 まで (号法廷・室) ※ 続行された場合のみ記載					
尋問(質問)者	尋 問 ・ 証 言 等 の 内 容					

注 「尋問・証言等の内容」欄は、尋問内容及び証言内容を交互に記載すること。

様式第4号 (第12条関係)

分類記号	
保存期限	

発第 号
年 月 日

本 部 長 殿
()

長

()

刑事事件等証人出廷事前報告書

職 員 等	所 属		課 (係)	
	階 級 等		氏 名	(歳)
	警察電話		出廷経歴	有 (回) ・ 無
事 件 種 別	☐ 刑事事件 (☐ 刑事 ☐ 生活安全 ☐ 交通 ☐ 警備) ☐ 民事事件 (訟務事案以外の民事訴訟事件)			
事 件 名				
罪 名 (手口)	()			
検 挙 年 月 日	年 月 日 () 午 時 分			
検 挙 種 別	☐ 現逮 ☐ 緊逮 ☐ 通逮 ☐ 不拘束 (告知等)			
検 挙 所 属				
担 当 職 務 種 別	☐ 逮捕・検挙・告知等 ☐ 現認 ☐ 測定 ☐ 採尿・採証等 ☐ 取調べ ☐ 検証・見分 ☐ 鑑定・検査等 ☐ その他			
出 廷 年 月 日	年 月 日 () 午 時 分			
要 請 者	☐ 検事 ☐ 弁護士 ☐ その他 ()			
出 廷 先 等	裁判所 支部 号法廷 裁判官			
	弁護士 国選・私選 検察官 原告等 被告等			
被 告 人 等 の 項 目	本 籍			
	住 居			
	よりがな	年 月 日生 歳		
	氏名等	職業 ()		
	前 科	犯	うち主な罪名 ()	
前 歴	回	うち主な罪名 ()		
身 柄 の 措 置	送致	年 月 日	起訴	年 月 日
	釈放	年 月 日	移送	年 月 日
	勾留	年 月 日	その他	年 月 日
添 付 資 料	1 公訴事実 (事実の要旨) の写し 2 召喚状、呼出状等の写し			

争点（問題点）				
尋問事項・予想される尋問事項				
その他（捜査段階における認否の状況等）				
検察官等との打合せの（予定）年月日及び打合せ事項				
召喚状等が送達されず検事等から直接電話等で連絡があった場合の内容				
事案発生時の所属等	旧 所 属 階 級		課（係） 異 動 日	年 月 日

- 注 1 「事件種別」、「検挙種別」、「担当職務種別」及び「要請者」欄は該当する□に〆印を付すること。
- 2 「事案発生時の所属等」欄は、職員が事案発生時の所属から異動した場合に記載すること。

様式第4号の2 (第12条関係)

分類記号	
保存期限	..

 発第 号
 年 月 日

 本 部 長 殿
 ()

長

()

刑 事 事 件 等 証 人 出 廷 結 果 報 告 書

職 員 等	所 属		課 (係)			
	階級等		氏 名	(歳)		
事件種別及び 事件名 (罪名)	☐ 刑事事件 ()					
	☐ 民事事件 ()					
出 廷 年 月 日	年 月 日 () 午 時 分 から 午 時 分 まで					
出 廷 目 的	☐ 法廷証言					
出 廷 先 等	裁判所 支部 裁判官					
	検察官 被告人	弁護人 原告等	被告等			
次回出廷予定 年 月 日	年 月 日 () 午 時 分 から 午 時 分 まで (号法廷)					
	☐ 証人尋問 (証人) ☐ 被告人尋問 ☐ 最終弁論 ☐ 論告 ☐ 判決 ☐ その他 ()					
備 考						
尋問 (質問) 者	尋 問 ・ 証 言 等 の 内 容					

- 注 1 「事件種別」、「出廷目的」及び「次回出廷予定年月日」欄は、該当する□に〆印を付すること。
- 2 「備考」欄は、事前報告段階での未報告事項等を記載すること。
- 3 「尋問・証言等の内容」欄は、尋問内容及び証言内容を交互に記載すること。

様式第5号（第14条関係）

訟 務 事 案 記 録 簿

分類記号	
保存期限	．．．

NO.

事 件 名				事 件 番 号	
事件種別				提訴年月日	年 月 日
				係属機関名	
当 事 者	原 告 等				
	代 理 人 等				
	被 告 等				
	代 理 人				
関係職員	所 属	階 級	氏 名	関 係 理 由 等	
原因となつた事案概要					
請求の趣旨 (告訴内容等)					
請求原因 の 要 旨					
結 果 (判決等)					